

## 令和3年7月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和3年7月16日(金)午後2時30分から午後2時47分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第19号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について(学校教育  
教育部)

4. 報告案件

日程第2(報告第10号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会について(学校  
保健課)

日程第3(報告第11号) 相模原市立小中学校等結核対策委員会について(学校保健  
課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木英之

教育長職務代理者 小泉和義

委 員 平岩夏木

委 員 岩田美香

委 員 宇田川久美子

委 員 白石卓之

説明のために出席した者

教 育 局 長 杉野孝幸 教育環境部長 井上 隆

学 校 教 育 部 長 細川 恵 教育局参事 兼杉千秋  
兼教育総務室長

教育総務室総括副主幹 的場秀剛 教育環境部参事 鈴木一広  
(総務企画班) 兼学校保健課長

学 校 教 育 課 長 松本祥勝 学校教育課担当課長 菅原 勝  
(学力保障推進班)

学校教育課副主幹 遠 藤 政 明

事務局職員出席者

教育総務室主任 島 崎 順 崇 教育総務室主任 高 橋 亮

開 会

鈴木教育長 それでは、ただいまから、相模原市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。

日程に入る前に私の方から報告がございます。市内の青葉小学校の臨時休業について報告をさせていただきます。

先週の金曜日、土曜日にかけて教諭 1 名、それから児童 1 名の新型コロナウイルス感染症の陽性の報告がありました。

一応念のため日曜日に教員を集めまして検査をしたところ全員が陰性だったと。それで児童の該当クラスについて、全員やはり P C R 検査をしたところ 4 名の陽性者がいたということが分かりましたので、教育委員会の方では 1 3 日、1 4 日、この 2 日に分けて、該当の児童全員、それから教員でも受けられなかった方、あるいは児童クラブ指導員、学校に関わる方を全て検査したところ結果として、教員 1 名を含め 1 5 名の陽性者がいたということで、急遽 1 4 日から臨時休業とさせていただきました。

今回、ガイドラインに基づいて当然、学校も対応していたのですが、やはりこれだけ感染が広がっているということで、今までクラスターにはなっていなかったのですが、ちょっと教育委員会事務局でも何か見落としというか足りない部分があったのか。あるいは変異株というものに今のガイドラインが対応できているのかどうか。教育活動で一部制限するものがあるのかどうか。これを確認いたしまして 2 学期から、また子ども、先生が教育活動に安心して取り組めるようにガイドラインを改定してまいりたいと考えております。

以上、青葉小学校の臨時休業について報告させていただきました。

特に委員から、よろしいですかね。

それでは、会議の方に入らせていただきます。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 これより日程に入ります。はじめに、日程 1、議案第 1 9 号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたし

ます。

細川学校教育部長 議案第19号につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、夜間において授業を行う中学校として、相模原市立大野南中学校分校への就学等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正内容でございます。恐れ入りますが別添資料として配付しております新旧対照表をご覧ください。

題名の次に第1章総則、第2章小学校、中学校及び義務教育学校、第3章分校、第4章雑則及び附則を追加し、3ページにございますとおり第3章分校を追加して、分校への就学等に係る規定を追加するとともに、2ページにございます第22条から第24条までの教育課程の修了及び卒業の認定、全課程修了者の通知及び学年への留め置きを分校に準用するものでございます。

附則でございますが、本規則は令和4年4月1日から施行するものでございますが、就学に係る申請の受付、その他必要な準備行為は、この規則の施行日の前においても行うことができるものとするものでございます。

参考資料をご覧ください。準備行為といたしまして、令和3年8月20日から入学希望者説明会を4回開催し、事前相談等を行うなど生徒募集の取組を進め、本年12月に入学予定者を決定してまいります。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 直接、規則と関わることではないのですがけれども、今マスコミなんかでも大分取り上げられていますよね。その辺の市民であるとか県民の反応など、もしあればお聞かせ願いたいです。

松本学校教育課長 ただいま、市民説明会の募集を行いまして、先日締め切ったところですがけれども、現在のところ46名の参加申し込みがあったところでございまして、参加の範囲も市内にとどまらず広範の範囲にわたっておりますので、かなり関心を持って見ていただけたのかと。

あと今後、また8月になりまして入学者説明会もでございます。そのところでも既に問

合せも何件か入っているところでございますので、関心が高まっているものと承知しておるところでございます。

白石委員 入学希望者の説明会が4回行われるということのようですけれども、会場とかはどういうところでやるのかということと、その後、11月に面談があるということですが、ここの面談はどのような観点で行うのか教えていただければと思います。

松本学校教育課長 まず、入学希望者説明会ですけれども、4回とも県立神奈川総合産業高校のところをお借りしまして開催する予定でございます。これは市民説明会と同様でございます。

また面談の方なのですけれども、これにつきましても、そのときに希望された動機ということと、あと外国籍の方等の日本語の習熟の度合いと、あと広範囲から通われるというところでご希望がございますので、物理的などところと、あと既に社会人として働いているという方もいらっしゃることも想定しておりますので、時間的に通えるかどうかということも含めて面談の方で確認してまいりたいと。

また、内容によっては小学校段階から学び直したいという方もいらっしゃいますので、学習の習熟の度合いとしてどうなのかということも面談を通しまして、把握をしてまいりたいと考えているところでございます。

白石委員 あと今、このようなことを面談で聞きたいということでしたけれども、合格、不合格というのでしょうか、その辺をどんなふうに。なかなか試験で多分、点数が出てくるようなものではないのだと思うのですけれども、どのように決めていかれるのか。お考えがあれば教えてください。

松本学校教育課長 面接でございまして、試験の採点基準というようなものは特に設けていないのですけれども、先ほど申し上げたように物理的に通えるかどうかということですか、そもそものところでの、この志望した理由としてどうなのかということ。

そういった面も含めて、夜間中学校に通う生徒として合致しているかどうかという、そのところを勘案して決めさせていただきたいと思っていますので、基本的には希望される方には入学していただきたいと思っているのですが、その条件に合った方かどうかということを見極めさせていただきたいと考えているところでございます。

鈴木教育長 ほかにはよろしいでしょうか。今、事務局の方でも、夜間中学という初めての経験で、いろいろ調整をしている中で、私も新しく中学校をつくるってこういうことなのだなと思っているのは、例えば学校保健課で学校医の調整を医師会とやっているのです

けど、では小児科でいいのか。対象の方は全然違いますので、そういうところから一つひとつ積み上げていかないとなかなか、この夜間中学はなかなか実現できないと。担当の職員がいろいろ対応して若干戸惑いもありつつも今、一生懸命、調整をしているところでございます。

それでは、この件については、これで終了させていただきたいと思います。

これより、採決を行います。

議案第19号、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

#### 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会について

鈴木教育長 次に日程2、報告第10号、「相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会について」、事務局より説明をいたします。

鈴木学校保健課長 続きまして、報告第10号でございます。相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが別紙をご覧くださいと存じます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の設置目的でございますけれども、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の規定による災害見舞金の贈呈について、教育委員会又は市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものでございます。

委員の数につきましては10人以内、任期は2年でございます、2番でございます(1)から(4)までの区分で、教育委員会が委嘱し又は任命することとなっております。

3番の活動内容等でございますけれども、発生した災害について条例の規定や過去の前例等がない場合に、特別見舞金というものを贈呈することができますけれども、これに關しまして、教育委員会からの諮問を受けて審議を行っているものでございます。

なお、令和2年度につきましては審議案件がなかったため、開催はしてございません。

説明は以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

この件はこれで終了させていただきます。

### 相模原市立小中学校等結核対策委員会について

鈴木教育長 次に日程3、こちらも報告になります。報告第11号、「相模原市立小中学校等結核対策委員会について」、事務局より説明をいたします。

鈴木学校保健課長 引き続きまして、報告第11号でございます。相模原市小中学校等結核対策委員会についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが別紙の方をご覧くださいと思います。

まず、設置目的でございますけれども、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校における結核の検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し又は意見を建議することでございます。

委員の数でございますけれども12人以内ということでございまして、任期は1年ということでございます。委員につきましては、2番の(1)から(6)までの区分から教育委員会が委嘱し又は任命することとなっております。

活動内容等でございますけれども、結核検診の結果の審議を行っておりますけれども、結核検診の結果、異常ありとされた児童生徒がない場合及び審議案件がない場合は開催しないものということになってございます。

令和2年につきましては、結核の検診において異常ありとされた方はおりませんでしたけれども、結核問診票と保健調査票、こうした帳票類のことについて、書面でご審議をいただいたといったところでございます。報告については以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、この件はこれで閉じさせていただきます。

それでは、ここで前回の定例会後、約1カ月における私の活動状況等についてご報告いたします。

7月1日に、令和3年春の叙勲伝達ということで、本市元校長の田邊孝さんに叙勲の伝達をさせていただいて、その後、市長面会をさせていただきました。

7月6日に相模原商工会議所の青年部から『おかねってなぁに?』という本を寄贈いただきましたので、その面会をさせていただきました。

また7月13日には相模原税務署長の面会。

それから7月の14日には、カナダのボートチームが本市に来ていますので、桂北小学

校、それから北相中学校の生徒と一緒にボートの上から、距離をとって応援をさせていた  
だきました。

そのほかはご承知のとおり感染症対策をずっと、クラスターあるいは一部の学校で出て  
きたときの対応を図ってきたところでございます。

今月の私の活動状況は以上になります。

それでは、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は、8月6日金曜  
日、午後2時30分から、この第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

では、次回の会議は8月6日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後2時47分 閉会